

2015年度自治体キャラバン行動・要望書（回答）

松 原 市

2015年度の要望について、下記のとおり回答します。

なお、懇談につきましては、ご要望に添いかねますのでご了承ください。

1. 職員問題について

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にある。

特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきである。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望する。

【回答】 人事課

職員数につきましては、適正な定員管理を実施するとともに、厳しい財政状況のもと、事務事業を見直し行政の効率化を推進しながら、真に必要な職員数の確保を図ってまいります。

2. 国民健康保険・医療について

- ①今年度から低所得者支援として全国で1700億円、大阪では150億円（大阪府談）が交付される予定であり、国、大阪府ともそれにより1人5千円の財政効果がある（＝引下げられる）としている。この収入により保険料を引下げ、さらにこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行うこと。また減免については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免（こどもの均等割は0にするなど）、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。）

【回答】 保険年金課

本市の国保財政は平成26年度も累積赤字が増加となる見込みのため、一般会計から法

定外の繰入も行っていますが非常に厳しい状況であり、保険料を引下げる状況にありません。

保険料の減免制度については、低所得世帯や障害者世帯など一定の基準を設け対応しており、一部負担金の減免については、国基準に合わせ運用しています。減免制度の周知については、生活が著しく困難となった場合にはまず納付相談を行い、その相談内容から減免が可能かどうか判断し適用しています。なお、ホームページや広報などに掲載しています。

②「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件(広島高裁松江支部)判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

【回答】 保険年金課

本市では、法令・通知・判決等を順守し、その趣旨を踏まえ、短期被保険者証は、滞納者の事情把握に努めるため、また、面談の機会の確保と保険制度への理解を求め、納付勧奨を行うため窓口での交付を行っていますが、それでもなお、特別な事情がないにもかかわらず納付されない場合には、資格証明書の交付は止むを得ないものと考えています。

高校生世代以下の子どもについては、1年間有効の保険証を郵送しています。再三の催告にも応じず、納付意思の見られない滞納者などに対しては、他の完納者との負担の公平を保つため財産調査を行い、差押え等の滞納処分を行っています。生活保護受給者に対しては、本人の意思で納付する場合を除いては、滞納処分の停止を行っています。

③国や大阪府から出されているこれまでの通知は毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

【回答】 保険年金課

業務に必要な情報については、課内で共有しています。

④国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。滞納者

は借金を抱えている場合も多いことから債務整理などのアドバイスも行うこと。

【回答】 保険年金課

生活保護担当課とは、連携・情報共有を行っています。

- ⑤今年度からの「財政共同安定化事業」1円化による影響を明らかにしたうえでそのことにより保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう大阪府に強く要望すること。

【回答】 保険年金課

被保険者の不利益とならないように要望しております。

- ⑥福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

【回答】 保険年金課

福祉医療助成に対するペナルティについては、地単減額分の撤廃を国に要望を行っています。

- ⑦無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。

【回答】 保険年金課

無料低額診療事業実施医療機関名簿を保険年金課カウンターに常時配架しております。

- ⑧和歌山市等が行っているように入院時食事療養費自己負担額の助成を行うこと。(和歌山市は半額助成)

【回答】 医療支援課

入院時食事療養費自己負担額の助成については、小学校卒業までを対象に全額助成を実施しております。

3. 健診について

- ①特定健診は国基準に上乗せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

【回答】 保険年金課

本市では国基準に加え追加項目を設けて充実を図っています。また、個別健診以外に、集団健診を実施することにより日曜日に受診できるようにするなど受診しやすい環境を整えています。なお、費用については国保財政の厳しい状況の中、一定の自己負担をお願い

しています。

- ②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

【回答】地域保健課

がん検診については、健康増進法に基づき胃がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、肺がん検診を実施し、胃がん、子宮がん、大腸がん、肺がん検診は自己負担なしで実施しています。

なお、乳がん、胃がん検診については、法で定められた対象年齢から引き下げて実施し法定以外にも市独自で前立腺がん（P S A）検診及び胃がんになるリスクを減らすための胃ピロリ菌検査を実施しています。

さらに、がん検診推進事業として新規対象年齢の方や過去の未受診者を対象に無料クーポン券を送付し、子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診の無料検診を実施しています。

また、肺がん・結核検診、前立腺がん（P S A）検診、肝炎ウイルス検診及び胃ピロリ菌検査については、特定健診と同時受診をすることができます。

- ③特定健診・がん検診の受診率に対する分析・評価を行い、今後の対策を明らかにすること。

【回答】地域保健課

がん検診については、引き続き特定健診と同時受診ができる体制を整えるとともに、がん検診推進事業の実施等により受診率の向上に努めています。

- ④人間ドック助成未実施自治体はただちに制度化することと、実施している自治体は人間ドック+脳ドックの最低でも半額以上の助成とすること。

【回答】保険年金課

本市では、国民健康保険の被保険者を対象に人間ドックの費用の助成を以前より行っており、また、人間ドック+脳ドックについても助成を行っております。

- ⑤日曜健診やさまざまな施設へ出張検診を積極的に行うとともに、委託している医療機関の事務的な負担をできる限り軽減すること。

【回答】地域保健課

胃がん、大腸がん検診は、平日のほか日曜日も集団健診を実施しています。

また、肺がん・結核検診、前立腺がん（P S A）検診、肝炎ウイルス検診及び胃ピロリ菌検査については、特定健診と同時受診をすることができ、平日のほか日曜日も集団健診を実施しています。

出張健診については、7月から8月に市内の公民館等14ヶ所を巡回し、結核・肺がん

健診を実施しています。

なお、各検診については、検診機関に委託し実施しています。

4. 介護保険・高齢者施策について

①第6期介護保険料の大幅値上げを撤回すること。公費による低所得者保険料軽減は、国に対し、当初案どおり前倒し実施するよう働きかけるとともに、自治体として独自に軽減措置を行うこと。

【回答】高齢介護課

第6期保険料は、第6期介護保険事業計画での必要な保険給付費に基づき、基準額を第5期の5,200円から5,700円とし、最小限の増加に抑えるよう設定しました。

また、公費による低所得者の保険料軽減については、第1段階の保険料を国の制度改正における最大限の割合で年間保険料を軽減しております。

なお、自治体としての独自の軽減措置については、講じる予定はありません。

②総合事業への移行については改正法では条例により「平成29年度まで」に実施することが出来るとされているので、拙速に実施せず、十分な準備・検討期間を確保すること。総合事業への移行にあたっては、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスを維持した上で、「プラスアルファ」として新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持すること。すべての要支援認定者には移行後も介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同じサービスが継続して利用できるようにし、サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障すること。住民主体ボランティア等への移行を押し付けるように指導を行わないこと。介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「チェックリスト」による振り分けは行わないこと。総合事業サービス利用を希望する場合でも要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐこと。被保険者の要介護認定申請の申請権を侵害するようなことはしないこと。サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の倍以上の単価を保障し、サービスにみあったものにする。指定事業所によって提供されるサービスについては、現行基準を緩和させず、質を担保すること。指定事業者の基準は現行予防給付と同一とし、「緩和した基準によるサービス」は導入しないこと。

【回答】高齢介護課

総合事業に関しては、厚生労働省の介護保険制度改正を踏まえ、様々な情報を収集し、市民のニーズに対応できるよう準備・検討期間を確保し、平成29年4月から移行の予定です。

また、介護保険利用の相談があった場合、要介護等認定の申請においては、サービスについて十分説明し受付を行います。サービス事業所に対する事業費の支給については、今

後サービス内容を含め、単価等を検討してまいります。

- ③8月からの利用料引き上げ（利用料2割化、補足給付の改悪）については中止するよう国に求めるとともに、自治体として緊急対策を講じること。

【回答】高齢介護課

介護保険法を遵守し、8月からの制度改正についても、適正に実施してまいります。補足給付の要件見直し等については、国に要望しております。

- ④高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てかえること。低額年金生活者や生活保護受給者は、「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

【回答】高齢介護課

高齢者の見守りについては、地域の関係団体と連携し、高齢者等見守りチーム等で実施しています。

また、熱中症予防対策につきましては、老人クラブ等を通しての啓発活動の他、状況に応じ、関係課と連携して実施しています。

5. 障害者の65歳問題について

- ①介護保険第1号被保険者となった障害者に対しては一律に介護保険サービスを優先することなく個別ケースに応じて障害福祉サービス利用を判断するという「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について平成19年3月28日付通知」が出されている。しかし、厚生労働省調査では適切な運用がされていない実態が明らかとなり、平成27年2月18日に再度事務連絡が出された。こうした状況も踏まえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行なうこと。

【回答】障害福祉課

平成19年に出されました自立支援給付と介護保険制度との適用関係についての国の通知の周知徹底を図るために平成27年2月18日に再度事務連絡が出されたものと認識しており、本市では、当初よりその通知に基づき、適切な運用を行っております。

【回答】高齢介護課

厚生労働省は、高齢の障害者について、平成27年7月に介護保険サービスの利用実態の調査を実施し、障害者総合支援法改正に向けた議論に反映させると決定していることか

ら、今後の国の動向を注視し、対応してまいります。

- ②障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも住民税非課税世帯は65歳を超えても無料とすること。

【回答】高齢介護課

厚生労働省は、高齢の障害者について、平成27年7月に介護保険サービスの利用実態の調査を実施し、障害者総合支援法改正に向けた議論に反映させると決定していることから、今後の国の動向を注視し、対応してまいります。

6. 生活保護について

- ①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりに配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

【回答】福祉総務課

ケースワーカーの配置は、被保護世帯の実態に応じた支援が行えるように、人事当局に増員要望をしており、就労支援等の相談業務にあたる専門知識・経験を有する支援員の配置等、支援体制の充実を図っています。なお、申請意思を示された方に対して、申請をすみやかに受け付けております。

- ②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにする。こと。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

【回答】福祉総務課

生活保護の「しおり」は、生活保護の基本的な考え方、保護の原則、被保護者の権利と義務等についてわかりやすく説明したものを福祉総務課のカウンターに常時設置しております。

また、生活状況等確認のため、きめ細やかな面談を行うとともに、生活保護の申請の意思を示した方について、申請用紙をお渡ししています。

- ③申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。

【回答】福祉総務課

生活保護実施要領に基づき、他の法律や他の施策（制度）の活用など適切な助言・指導を行っております。

④通院や就職活動などのための移送費(交通費)を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

【回答】福祉総務課

通院や就職活動のための移送費については、保護の実施要領及び医療扶助運営要領に基づき、個々の事例について検討し、適切に対応しております。また、移送費については、生活保護の「しおり」に明記してあります。

⑤国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。

【回答】福祉総務課

平成24年4月より休日・夜間等の閉庁時に診療を受けられるように、全世帯に「生活保護受給証明書」を配布しております。

⑥自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。

【回答】福祉総務課

自動車保有については、本人等より要望があった場合、保護の実施要領に基づき、個々の事例について検討し、保有の可否を決定しております。

⑦警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】福祉総務課

現在、本福祉事務所において、警察官OBは配置しておりません。また、「適正化ホットライン」については、貧困ビジネスなどによる生活保護受給者の被害を防止するとともに、生活に困窮しており、何らかの支援が必要な方の発見などを目的に設置しているものであり、今後も情報収集に努め、生活保護のさらなる適正運用を行ってまいります。

⑧介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

【回答】福祉総務課

介護扶助運営要領に基づき、適正な運営に努めております。なお、ケアマネジャーなど関係機関等に対しては、法令順守に努め、適切な連携を行っております。

7. 子育て支援・一人家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ①こども医療費助成制度は、2014年4月段階で1)全国1742自治体中986自治体(56.4%)が完全無料、2)1373自治体(78.8%)が所得制限なし、3)930自治体(53.4%)が通院中学校卒業まで、201自治体(11.6%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪では今年度寝屋川市と豊能町が高校卒業までとしたものの、この3要件を全てクリアーしている自治体は1つもない。一刻も早く、外来・入院とも高校卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。

【回答】医療支援課

子ども医療費助成制度については、所得制限を撤廃し平成26年12月から通院対象年齢を小学校卒業まで引き上げ、実施しております。

また、大阪府へは大阪府市長会を通じ、制度のさらなる拡充を図るよう強く要望しております

- ②妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。

【回答】地域保健課

妊婦健診につきましては、平成20年度より毎年増額をしています。

- ③就学援助の適用条件については「生活保護基準×1.3以内」より高いものとし所得でみる。また持家と借家で差をつける基準は廃止すること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。一昨年8月からの生活保護基準引下げの影響が出ないようにすること。

【回答】教職員課

就学援助の適用条件については、市民にとってわかりやすい制度にするため、認定基準を総所得額としております。年度当初及び年度途中での認定のいずれについても学校、教育委員会どちらでも手続きができるようになっております。また、市の広報を6月に、保護者向け案内文を4月と5月に配布しており、制度の趣旨・補助対象・事務手続き等について周知に努めております。特別な事情がある場合は、所得基準を超えていても、個々の家庭状況を審査し、広く認定しているという実績があります。

なお、支給月については、市・府民税の確定時期が6月であるため、10月・3月の年2回としております。

- ④「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など若い世代の実質賃

金を上げる施策としての多彩な家賃補助の制度化を図ること。独自の「こども手当て」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。

【回答】子ども未来室

平成27年度は民間保育園1園の開園をはじめ、留守家庭児童会室の高学年までの受け入れや延長保育の時間延長を実施するなど、子育て支援サービスの拡充に努めております。

【回答】企画政策課

本市における子育て支援施策につきましては、各種サービスの提供により鋭意推進しており、今後も引き続き、子育て支援のための施策推進に努力したいと考えております。なお、「家賃補助」につきましては、現時点での導入は困難と考えており、本市を取り巻く環境や実施効果及び費用対効果の観点などから制度について検討を進めてまいりたいと考えております。

⑤ 中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とし、ランチボックス(業者弁当)方式はやめ子どもにとって栄養のある豊かなものとする。また、小学校・中学校においては子どもの食事調査(三食食べているか、何を食べているのか等)を行い、その結果必要であればモーニングサービス(パン、バナナ、ヨーグルトなど簡単なもの)の導入を検討すること。

【回答】学校給食課

中学校給食につきましては、更なる充実を図るため、本年6月より食缶方式に変更して実施しております。なお、モーニングサービスについては現在のところ検討しておりません。

⑥ 「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受けて、特にシングルマザー世帯などに対する生活支援施策の具体化を行うこと。

【回答】子ども未来室

一人親家庭の主体的な能力開発の取り組みを支援し、その自立の促進を図るため、看護学校等での修業期間中の生活支援を行う高等職業訓練促進給付金制度や、就業に必要な技能の習得を支援する自立支援教育訓練給付金制度などを通して、一人親家庭の継続的な支援を行ってまいります。

⑦ 公立幼稚園・保育所の統廃合はやめること。

【回答】子ども未来室

現在のところ、統廃合の計画はありません。